

小規模保育事業等がさらに利用しやすく

3歳満了児童の認可保育施設優先選考の取り扱いについて

1. 小規模保育事業とは

- ・地域における多様なニーズにきめ細かく対応する保育を特徴とした、**0～2歳児までの**子どもを、**定員19人以下の少人数で**運営する認可保育施設。
- ・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みの一環として2015年度に施行された子ども・子育て支援法の中で位置づけられ、**郡山市には19か所**設置されている。
(認可保育施設全体は89か所)
- ・園庭の設置が必須ではないことから、**ビルやマンションの空き部屋といった場所でも開設が可能**であり、運営側からも新規開設のハードルが低いことも特徴の一つ。

◆表：小規模保育事業と保育所との違い

	小規模保育事業	保育所
対象年齢	0～2歳児	0～5歳児
定員	19人以下	20人以上
その他要件	園庭の設置が必須ではない	園庭の設置が必須

2. 利用者から見た小規模保育事業のメリットとデメリット

<メリット>

- ・3歳未満児に特化した少人数の施設のため、保育士の目が行き届きやすく、**きめ細やかな保育の実施が可能**。

<デメリット>

- ・満3歳を迎えた年度末に卒園となるため、引き続き認可保育施設の利用を希望する場合は、**再度入所申請をしなければならない**。

↓

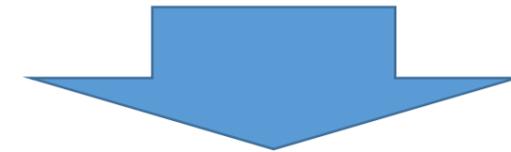
これについて郡山市では、満3歳で小規模保育事業を卒園する児童が認可保育施設の入所申請があった場合、利用調整の際に優先的な選考をする取り扱いを実施してきましたが、**より確実な入所(接続)の実現のため、次のように取り扱いの改善を図ることになりました。**

【現行】

- ① 入所希望先が「公立保育所」の場合
 - ・前年の8月に希望する児童を募り、10月までに**希望する公立保育所に入所できるよう調整する。**
- ② 入所希望先が「民間保育所」の場合
 - ・他の児童と同じく前年11月に入所申込をして一斉入所調整となるが、その際に大幅な**優先度の加点が入るため、他の児童よりも希望する施設に入所しやすくなる。**

↓

※ただし優先度は高くなるが一斉入所調整であるため、希望する施設の数が少なかったり、希望する施設の空きがなかった場合は、わずかながら入所できない可能性もある。



【令和7年4月入所調整から】

※入所希望先が「公立」か「民間」か問わず、同じ手続き

- ・他の児童の入所申込受付開始(11月)より早い10月に受付を開始し、**他の児童より先に小規模保育事業等の3歳満了児童だけで入所調整を実施し、希望する施設のいずれかに入所できるよう調整する。**

(他の申請児童については、その後に残った空き枠の中で一斉入所調整をする。)

- ・入所調整結果については、他の児童と同じ時期(2月上旬)に一斉に通知する。

※なお、希望する施設の空き状況等により必ずしも第一希望の施設に入所できない可能性もあるため、申込の際はなるべく多くの希望施設を挙げてもらうよう案内する。

※また、**保育所の分園など、小規模保育事業と同じく3歳満了の年度末で卒園となる施設もこの取り扱いの対象施設とする。**